



ひと・とき・みずの流れるまちづくり

下街道

(区画整理だより)

発行 平成 19 年 5 月 (第 3 号)

発行：新富士駅南地区整備室
富士市柳島 82 番地の 9
Tel 0545 - 65 - 7680

仮設住宅が完成しました

平成 18 年 11 月 30 日に完成！
(地区東、2号公園予定地内)
事業により移転していただく期間、仮住まいをしなければならない権利者の方々のために昨年度 3 戸の仮設住宅を建設しました。
現在、既に入居されている方もおり、今後とも順次建設していく予定です。



< 仮設住宅 >

事業の進捗状況



< 水田埋立箇所 >

地区東側の水田の埋め立て及び宅地の整地工事に着手しました。

建物移転につきましては 8 件完了しました。

これからも工事に際しましては、安全に十分配慮して進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。



< 仮設住宅北側 宅地の整地箇所 >



< 駅前の移転完了箇所 >

本年度事業について

皆さんの移転時期や工事に関しましては、今年度施工計画を策定し具体的に検討してまいります。

なお、昨年度に引き続き宅地整地工事、上下水道工事、道路・水路工事、並びに建物移転を行いますので、ご協力をお願いいたします。

本年度の主な事業予定は以下のとおりです。

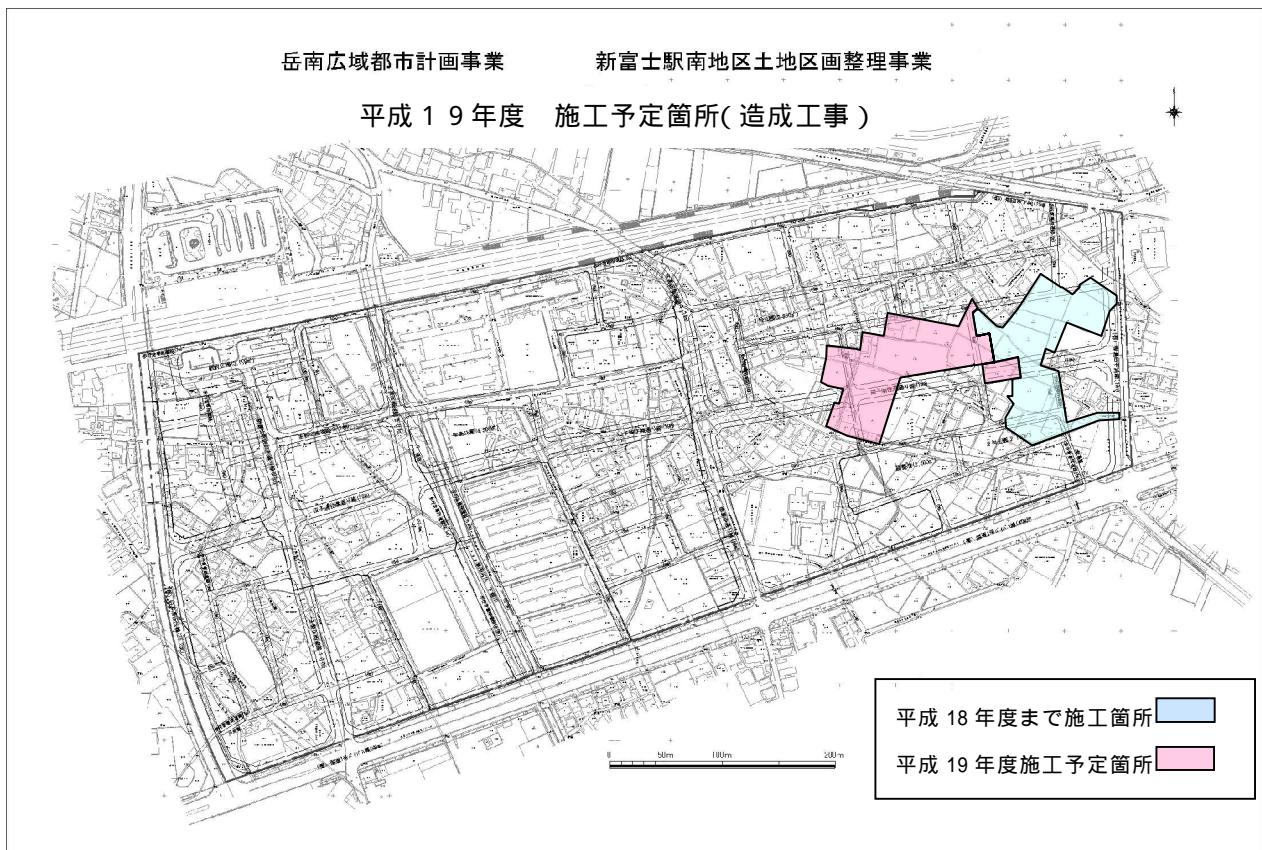
第1回審議会（平成19年度 評価員の選任）

評価員会 （今年度売買契約の保留地価格について）

第2回審議会（平成19年度 第1回仮換地指定について）

仮換地指定通知の発送（平成19年度 第1回）

道路築造工事・水路改修工事・建物移転補償契約



皆さんの質問にお答えします

問： なぜ、この地区で土地区画整理事業が必要ですか？

答： 多くの方々の熱望と協力により、新富士駅が出来、重要な交通結節点となることから今後予想される交通問題や災害に強い「まちづくり」を進めるため、土地区画整理事業を進めることとなりました。

また、新富士駅周辺は、静岡県東部地方拠点都市地域の拠点地区としても位置づけられています。



問： なぜ、土地区画整理事業が「まちづくり」の手法として良いのですか？

答： 都市計画事業には通過車両の円滑な流れを確保するための直接買収方式による道路整備を目的としたもの、土地区画整理事業の様に一定の区域の「まちづくり」を目的としたもの等があります。

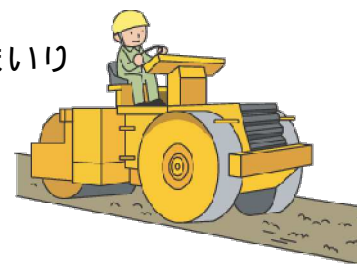
土地区画整理事業は、そこに住んでいる方々の協力(公共施設用地等の減歩負担)により、そこで生活を継続し、「まちづくり」の成果を享受していただく事が出来るものです。

この場合、公共施設の整備改善と皆様の宅地の区画形質の変更を合わせて行うもので、減歩負担は無補償となりますが、移転等を要する場合は、それに必要な合理的費用(詳しくは説明会で配付しました「土地区画整理事業のパンフレット」をご覧ください)は補償費として補償されます。

問： 建物等の移転時期はいつ分かりますか？

答： 今年度策定する施工計画に基づき、移転計画を立ててまいります。さまざまな条件が関係します。

そのため、3年位先に移転が見込める権利者の方に担当職員が直接、移転のご説明に伺いますので、ご理解と協力をお願いします。



問： 保留地を購入しますが、保留地の価格はいつ分かりますか？

答： 保留地は区画の整地ができた時に土地を評価して価格を決定します。

そのため、保留地の整地が出来ていない現時点では、価格をお示しすることは出来ませんのでご理解ください。

